

令和8年4月10日

林弘法律事務所 山中様

内閣府大臣官房会計課

いつもお世話になっております。

令和8年4月7日付で実施の申し出をいただきました行政文書の開示について、別添のとおり、複写機により白黒又はカラーで複写したものを交付させていただきます。

以上、何卒よろしく願いいたします。

内閣府大臣官房会計課
代表：03-5253-2111(内 82374)

1月23日（金） 閣議後大臣記者会見

想定問. 東京都港区赤坂の特許庁前の交差点で、内閣府の車両を含むが信号を無視し、計6台が絡む交通事故により、1名が死亡、8名が重軽傷を負った事故が発生したとの報道があるが、大臣の受け止めいかん。

1. 昨日（1月22日）午後6時30分ごろ、内閣府が運行管理業務を委託している会社の運転手が運転する、同府が所有する車両を含む、計6台が絡む多重事故が発生し、1名が死亡、多数の方が負傷されたと承知している。
2. 本件事故の原因等については、警察において捜査中であると承知している。
3. お亡くなりになられた方に御心からお悔やみを申し上げるとともに、負傷された方々の一刻も早いご回復をお祈り申し上げます。

（職員は同乗していたのかなど、詳細を問われた場合）

4. 現在、警察において捜査中であり、お答えは差し控えたい。

（ドライバーは委託事業者なのか。）

5. 当該車両については、運行管理業務を外部に委託しているものである。更なる詳細については、警察において捜査中であることから、現時点でのコメントは差し控えたい。

(参考1) 現時点で判明している情報 (23日 07:00 時点)

○この事故で死亡された方

[Redacted]

○乗車していたのは以下3名 ([Redacted]、容体)

①内閣官房

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

②内閣官房

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

③車両の運転手 (管理運行請負事業者：(株)大新東) [Redacted] 氏

[Redacted]
[Redacted]

(参考2) 1月23日配信 Yahoo!ニュース

東京・赤坂で内閣府公用車が信号無視で多重事故 1人死亡 8人重軽傷 危険運転致死傷の疑いもあるとみて捜査 警視庁



東京・赤坂の交差点できのう夕方、内閣府の公用車が赤信号を無視して交差点に進入し、車6台が絡む多重事故が起きました。この事故で、巻き込まれたタクシーに乗っていた客の男性1人が死亡したほか、8人の男女が重軽傷を負いました。

【写真を見る】大破した車から伝わる事故の衝撃

警視庁によりますと、きのう午後6時半すぎ、港区赤坂の交差点で、内閣府の公用車がワゴン車に衝突し、そのはずみでワゴン車と併走していたタクシーのほか、対向車線のごみ収集車など3台も巻き込まれ、あわせて6台が絡む事故になりました。

この事故で、タクシーに客として乗っていた東京・港区の会社員・明石昇さん（32）が死亡し、20代から60代の男女8人が重軽傷を負ったということです。

事故に巻き込まれたタクシー運転手

「交差点を普通に通過しようとしたところ、ハンドルを固定してブレーキを踏んだんですけど、（自身の乗る車が）もう何台かの車にぶつかりながら2回転くらいして」

警視庁によりますと、内閣府の公用車が赤信号を無視して交差点に進入していたことがドライブレコーダーの捜査などからわかったということです。公用車を運転していたのは、内閣府から運転業務を委託されている会社の69歳の男性で、重傷です。

捜査関係者によりますと、危険運転致死傷の疑いもあるとみて、警視庁が事故の原因を調べているということです。

交通事故発生報告書(速報)

1. 発生概要

- 発生日時: 2026年1月22日 18時30分頃
- 運転士: [REDACTED]
- 発生場所: 特許庁前 交差点
- 関係車両: 内閣府官用車、アルファード、タクシー2台、ゴミ収集車、ベンツの計6台

2. 事故状況

[REDACTED]

18時30分頃、特許庁前交差点において、内閣府官用車が赤信号で進入し、他車両と衝突する事故が発生した。運転士が [REDACTED]

現在、警察によりドライブレコーダー、防犯カメラ、目撃者証言等を基に、事故の経緯および原因について調査が進められております。

3. 確認できている被害状況(被害者・車両)

※以下は警察および関係機関からの情報に基づく。

(1) 運転士及び内閣府御乗客

- 当社運転士 ([REDACTED]): [REDACTED]

- 内閣府御乗客①: [REDACTED]

- 内閣府御乗客②: [REDACTED]

(2) 相手方・第三者

- [REDACTED] (報道情報)
- [REDACTED] (警察情報)

- [REDACTED]
- [REDACTED] (警察情報) [REDACTED]
- [REDACTED] (警察情報)
- [REDACTED] (警察情報)

4. 警察対応

- 担当警察署: 赤坂警察署 交通捜査係
- 担当者: [REDACTED] 氏 (TEL: 03-3475-0110)

警察へは大新東(株) [REDACTED] の連絡先を伝達済みであり、相手方より連絡をいただくよう要請している。なお、相手方の氏名等の詳細情報は現時点では不明である。

5. 特記事項

通常、事故発生時は当該運転士より直接会社へ連絡が入るが、今回は運転士から連絡できる状況でなかったため、初動連絡が行えず、事故の発覚および報告までに時間を要した。(19:57 内閣府内他運転士が事故後の現場を見て [REDACTED] に連絡、その後現場に駆け付けた)

運転士の健康診断結果は [REDACTED]

勤務状況について [REDACTED]

6. 今後の対応(予定)

- 警察による事故原因調査への全面協力
- 被害状況の確認およびご家族・関係先への対応とお見舞い
- 事故状況および社内対応体制の検証
- 再発防止策の検討・実施

以上、1月23日7:00時点で確認できている内容を速報として報告致します。

令和8年1月26日

内閣府大臣官房会計課

新庁舎整備企画室企画調査官 井出 英次 様

永田町PFI株式会社

内閣府新庁舎（仮称）整備等事業にかかる
官用車運行管理業務における事故発生についてのご報告

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年1月22日、官用車運行管理業務において、死傷者複数名を含む大規模な交通事故を発生させ、ご乗車の貴府職員様及び第三者に甚大な被害を与えるとともに、関係各位に多大なご迷惑をおかけする事態が発生しましたことは、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

本件につきまして、官用車運行管理業務実施企業である大新東株式会社から報告がありましたので、添付のとおり提出いたします。

今後、被害に遭われた方に対し、誠意をもって対応させていただくとともに、対応状況につきまして、随時、貴府に対してご報告させていただきます。

以上

2026年1月26日

永田町 PFI 株式会社

様

大新東株式会社 東京支店

官用車運行管理業務における事故発生についてのご報告

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年1月22日、弊社業務において、大規模な事故を発生させてしまい、死負傷者数名と甚大な被害を与える事態となってしまいましたこと、関係者の皆様にも多大な迷惑をおかけしたことに深くお詫び申し上げます。

本件につきましては、原因等捜査中のため現段階で判明している事実の報告をさせていただきます。

今後、被害に遭われた方々への誠意をもった対応を最優先に警察署の捜査にも全面的に協力していく所存でございます。

本件についての対応は、すべて弊社が責任をもって行うことといたします。

対応の進捗、事故状況の判明については、随時報告させていただきます。

2026年1月26日

永田町 PFI 株式会社 御中

大新東株式会社
東京支店 城南営業所

事故に関するご報告

平素は、弊社業務に対しご協力、ご指導をいただきありがとうございます。

さて、2026年1月22日に重大事故を発生させてしまい誠に申し訳ございません。

マスコミ等では報道されているものの、現在、赤坂警察署にて捜査中であり、全容解明までは時間が掛かる見込みでありますので、詳細については捜査終了後に報告させていただきます。

取り急ぎ、関連する情報で確実なものと同閣府様からの質問に対する回答を以下のとおり報告させていただきます。

■事故発生からの情報

別紙1 速報をご参照ください。

■内閣府会計課・新庁舎整備企画室様からの質問

○業務の概要と実施体制

別紙2 業務計画書をご参照ください。

1. 発生概要

- ・発生日時：2026年1月22日 18時30分頃
- ・発生場所：特許庁前交差点
- ・関係車両：内閣府官用車（プリウス）、アルファード、タクシー2台、ゴミ収集車、ベンツの計6台

2. 事故状況

18時30分頃、特許庁前交差点において内閣府官用車が赤信号で進入し、他の車両と衝突する事故が発生。
100キロ以上のスピードが出ており、ブレーキ痕もなかったとのこと（警察情報）
交差点進入時に赤坂方面から新橋方面へ走行中のアルファードに最初に接触。隣を並走していたタクシーにアルファードが接触。衝突を受けたタクシーは反対車線を走行中のゴミ収集車とタクシーに接触して停車。破片を受けた乗務員の氏は事故後、
警察はドライブレコーダー、防犯カメラ、目撃証言等に基づき事故経緯と原因について調査が進められています。メスコミ報道によれば、周辺車両のドライブレコーダー映像により、公用車が赤信号で進入していたことが確認されており、危険致死運転の疑いも視野に入れて捜査中です。

3. 確認できている被害状況（被害者・車両）

※警察及び関係機関からの情報に基づく

(1) 運転士及び内閣府御乗客 怪我人3名

- ・当社運転士（ ）：
内閣府御乗客①
内閣府御乗客②

(2) 相手方・第三者 怪我人6名

- （ ）：（報道情報）
- （ ）：（警察情報）
- （ ）：（警察情報）
- （ ）：（警察情報）
- （ ）：（警察情報）
- （ ）：（警察情報）

※死亡者については、その他相手方についてはが対応予定。
当社運転士および内閣府乗客についてはで対応予定（状況に応じ変更あり）

4. 警察対応

- ・担当署：赤坂警察署 交通捜査係
- ・担当者：氏（TEL：03-3475-0110）
22日夜、の連絡先を警察へ伝達済み。相手方からの連絡を要請済。23日昼に改めてが
が向う捜査協力及び被害者への連絡依頼を実施済み（※相手方の詳細は現時点で不明）

氏については、
氏については、
氏については、
氏については、

5. 今後の対応（予定）

- 警察による事故原因調査への全面協力
- 被害状況の確認及びご家族・関係先への対応とお見舞い
- 事故状況および社内対応体制の検証
- 再発防止策の検討・実施

以上

会計課自動車係からの確認

別紙2

問1) 運転手の管理はどうか(全体および当該運転手)

※残業時間等も教えてください。

- ・ 毎朝、晩の検温とアルコールチェックの実施。全体の残業時間は平均 [REDACTED]、当該運転手の残業時間は [REDACTED]。別添2-1 出勤簿(2025年9月~2026年1月)をご参照ください。

問2) 当該運転手は交差点に入る前に気を失っていたという報道があるが事実か

問3) 当該運転手は高齢([REDACTED] 歳)であるが、要求水準に定める適正診断の実施状況(全体及び当該運転手) ※適正検査の内容も教えてください。

- ・ 65歳以上の全運転士に対し(独)自動車事故対策機構の適性検査を実施。当該運転手は [REDACTED]。別紙2-2 適正診断票をご参照ください。

問4) 運転手の健康診断等の実施状況。必要に応じたフォローアップ等の実施の有無。

- ・ 全運転士に1回/年の健康診断を実施し再検査項目があれば必ず再検査も受診させている。 [REDACTED]。当該運転手は [REDACTED]。

問5) 運転手への教育の実施状況がどうか

- ・ 入社時と1回/年、全体研修を実施、また責任事故を起こした運転手は速やかに事故研修を営業所の指導員に於いて実施しています。 [REDACTED]

問6) 当該運転手の普段の様子、周囲からの評判(あれば)等

会計課新庁舎整備企画室からの確認

問1) 業務の概要

- ・ 別紙2-3 業務実施計画書をご参照下さい。

問2) 実施体制

業務責任者 [REDACTED]

業務副責任者 [REDACTED]

業務副責任者 [REDACTED]

問3) 運転士について

- ① [REDACTED] 時代のメンバーと大新東のメンバーの比較表([REDACTED] から継続している方、大新東で新規採用された方が分かる様に)
- ② 74台をやりくりするのに、何人体制で取り組んでいるか。(代務員の人数、体制等)

別紙2-4 運転士一覧表をご参照下さい。

問4) シダックスと大新東の資本関係とグループ間の体制の説明

[REDACTED] 2025年10月に会社分割を行い、大新東株式会社はシダックス株式会社の完全子会社となっております。

出勤簿

印刷日時：2025/01/25

帳票ID：0P4201

2025/09/01 ~ 2025/09/30

別紙 2-1

社員番号	氏名	会社名	所属
██████	██████	大新東	城南営業所

日	曜	取引区分	勤務予定		勤務実績		物 束	休憩	遅刻等	時間外時間				理由	承認者	残業
			始業	終業	始業	終業				時間	時間	時間	時間			
1	月															
2	火															
3	水															
4	木															
5	金															
6	土															
7	日															
8	月															
9	火															
10	水															
11	木															
12	金															
13	土															
14	日															
15	月															
16	火															
17	水															
18	木															
19	金															
20	土															
21	日															
22	月															
23	火															
24	水															
25	木															
26	金															
27	土															
28	日															
29	月															
30	火															

拘束時間	休憩時間	遅刻等時間	時間外時間			
			法定内時間	法定外時間	残業	所定休出

出勤日数	所定休出日数	法定休出日数	振出日数	有休日数	特休日数	眠休日数	欠勤日数	遅刻等日数	休職日数	労災日数	五休等日数	習介休日数	休業日数	不働日数
------	--------	--------	------	------	------	------	------	-------	------	------	-------	-------	------	------

出 勤 簿

印刷日時 : 2026/01/25

帳票 I D : OP4201

2025/12/01 ~ 2025/12/31

社員番号	氏名	会社名	所属
[REDACTED]	[REDACTED]	大新東	城南営業所

日	曜	出勤区分	出勤予定		勤務実績		拘束時間等	休憩時間	遅刻等時間	時間外時間				理由	承認者	事業場外
			始末	終末	始末	終末				法定内	法定外	深夜	休日			
1	月															
2	火															
3	水															
4	木															
5	金															
6	土															
7	日															
8	月															
9	火															
10	水															
11	木															
12	金															
13	土															
14	日															
15	月															
16	火															
17	水															
18	木															
19	金															
20	土															
21	日															
22	月															
23	火															
24	水															
25	木															
26	金															
27	土															
28	日															
29	月															
30	火															
31	水															

[REDACTED]

拘束時間等	休憩時間	遅刻等時間	時間外時間			
			法定内時間	法定外時間	深夜	法定休出
[REDACTED]						

出勤日数	所定休出日数	法定休出日数	振出日数	有休日数	特休日数	繰休日数	欠勤日数	遅刻等日数	休暇日数	労災日数	欠休等日数	省介休日数	休業日数	不働勞日数
[REDACTED]														

出 勤 簿

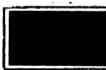
印刷日時：2026/01/25

帳票ID：OP4201

2026/01/01 ~ 2026/01/31

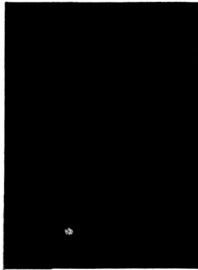
社員番号	氏名	会社名	所属
[REDACTED]	[REDACTED]	大新東	城南営業所

日	期	出勤 区分	換装予定		勤務実績		拘束 時間等	休憩 時間	遅刻等 時間	時間外時間				理由	承認者	事業 場外
			始業	終業	始業	終業				法定内	法定外	深夜	休日			
1	木															
2	金															
3	土															
4	日															
5	月															
6	火															
7	水															
8	木															
9	金															
10	土															
11	日															
12	月															
13	火															
14	水															
15	木															
16	金															
17	土															
18	日															
19	月															
20	火															
21	水															
22	木															
23	金															
24	土															
25	日															
26	月															
27	火															
28	水															
29	木															
30	金															
31	土															



拘束 時間等	休憩 時間	遅刻等 時間	時間外時間			
			法定内時間	法定外時間	深夜	所定休出
[REDACTED]						

出勤 日数	所定休出 日数	法定休出 日数	振出 日数	有休 日数	物休 日数	振休 日数	欠勤 日数	遅刻等 日数	休職 日数	労災 日数	疾病等 日数	育介休 日数	休業 日数	不働勞 日数
[REDACTED]														



人秘



適性診断票

(適齢診断)

(指導要領添付)

大新東(株) 城東(営)



殿

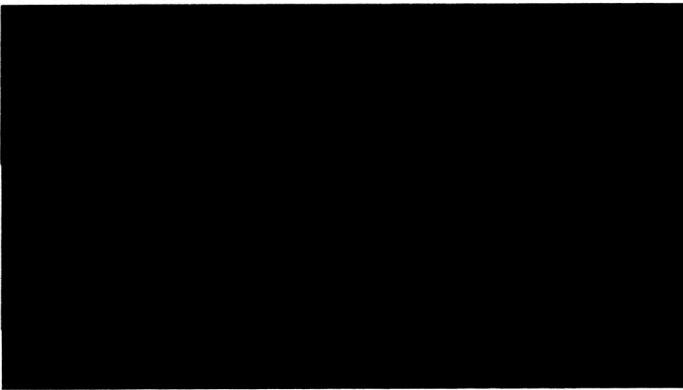
独立行政法人
自動車事故対策機構



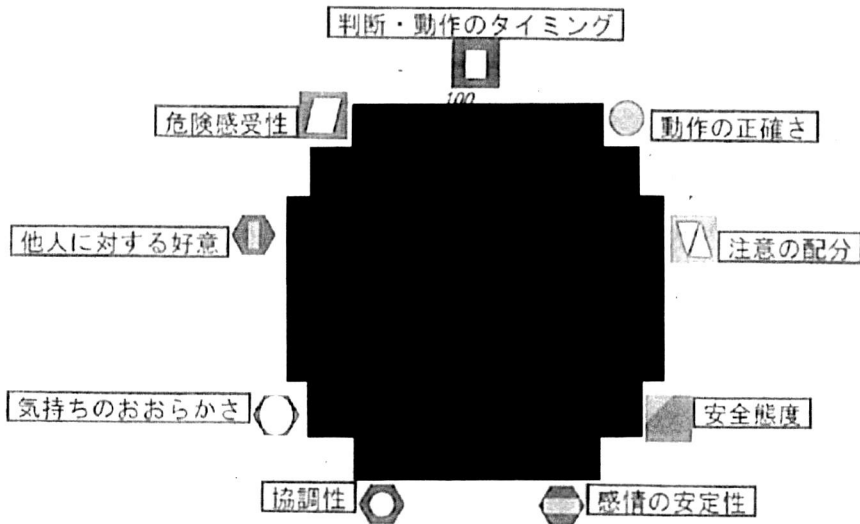
に 殿が受診なされた「適齢診断」の結果は次のとおりです。安全運転のためにご活用ください。

[1] 総合所見

(1) 運転傾向



[2] 運転傾向についての診断結果



グラフの見方：円の外側へいくほど状態が良好です。着色された項目については特に注意が必要です。

この診断票の取扱いには特にご注意ください。

別紙 2-3

10. 官用車運行管理業務

- 官用車運行管理業務に係る要求水準に従い、必要書類の作成を実施するとともに、適切な車両の運行管理を行い、安全を確保するために必要となる保安全管理を実施する。

(1) 対象車

所属	対象車	車種	仕様
内閣府	委託業者指定全車両	指定各車種	指定各仕様

なお、年度毎の運行管理対象の台数は以下のとおりとする。

(単位：台)

年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
内閣府 委託業務範囲	77	77	77	77	77	77	77	77

年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度
内閣府 委託業務範囲	77	77	77	77	77	77	77	77

(2) 除外項目

- 以下に示す日常の業務は、事業者が行う業務の対象から除く。
 - 法定点検
 - 内部職員が有給休暇取得等で欠員が生じた場合の運行業務
 - 災害時の運行業務

(3) 業務提供時間

a. 閉庁日及び国が特に指定した日を除く日の、8時30分～17時30分を原則とする。

業務項目		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
官用車運行管理業務	閉庁日	通常業務提供時間 8:30~17:30																							

b. 業務提供時間帯は上記の表のとおりとする。ただし、事業者は業務遂行上やむを得ない事情等又は、内閣府からの要請があった場合には、設定した業務提供時間帯以外での業務にも対応する。

c. 勤務体制は以下の表に基づき実施する。

業務分担		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23				
官用車 運行管理業務	業務責任者											朝礼・点検		統括管理 運行監視・指示		昼 休		統括管理 運行監視・指示											
	副責任者											朝礼・点検		統括管理 運行監視・指示		昼 休		統括管理 運行監視・指示											
	従事者											朝礼・点検		運行業務		昼 休		運行業務											

d. 緊急対応

(a) 運行管理業務に支障が発生した場合、『緊急連絡網』に基づき対応する。

(b) 全業務従事者に会社支給スマートフォンを貸与し連絡体制を構築する。

(4) 時間外対応等

- a. 業務の都合上必要があると認めるときは、時間外においても業務を遂行するものとする。
- b. 時間外業務（閉庁日における業務も含む。）については、実需に即応できるよう業務提供体制を整備し、時間外業務の要請があった場合には適切に対応する。
- c. なお、時間外業務については、以下の時間外業務時間が発生することを想定している。

1 台あたりの時間外業務（月）

所属	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
内閣府	30H	30H	30H	30H	30H	30H	30H	30H

所属	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度
内閣府	30H	30H	30H	30H	30H	30H	30H	30H

(5) 業務提供場所

- a. すべての官用車の連絡・調整は8号館内の運転手控室で実施する。
- b. 運行範囲は庁舎近辺で、8号館内閣府別館及び虎ノ門第37森ビル等から職員が必要とする場所までの範囲とする。
- c. 車両の保管場所及び待機場所として以下の場所を予定する。（内閣府からの要請により、変更、追加される可能性がある。）
 - ・ 8号館
 - ・ 内閣府別館
 - ・ 虎ノ門第37森ビル
 - ・ 赤坂パークビル

(6) 業務提供対象

・原則として各入居官署とする。なお、別に指定する官職の運転は業務提供の対象外とするが、協議により業務提供の対象とすることができる。

指定する官職
内閣総理大臣※
内閣官房長官※、国務大臣
内閣官房副長官、副大臣
国家安全保障局長、内閣危機管理監、内閣人事局長、大臣政務官
内閣官房副長官補、内閣広報官、
内閣情報官、内閣総理大臣補佐官
事務次官
内閣総務官
※ 秘書官含む

(7) 業務提供体制の整備

- a. 管理車両は国が用意する。
- b. 内部職員数の変動に伴い、運行管理対象台数が変動する。国と担当企業が事前に協議を行い、余裕をもって次年度の台数を決定する。
- c. 管理車両のうちステーションワゴンについては状況に応じて適宜運行を行うこととし、運転者の配置については事前に協議する。
- d. 一般公用車以外の車両については講習等を実施し、安全な運行が可能とする。
- e. 当該車両が修理等で運行業務ができないときは代替車両で業務を行う。なお、代替車両は国で用意す

る。

- f. 入居官署の担当者と業務責任者で、週1回運行調整会議を開催、管理統括責任者と業務責任者で、週1回運営業務連絡会を開催し翌週のスケジュール調整を効果的に行う。

(8) 業務従事者の管理

- a. 業務従事者ではない、専任の運転経歴(自社歴)10年以上経過の業務責任者が8号館に常駐し、国との調整、連絡調整責任者への配車指示、業務従事者の指導監督及び事故等の緊急対応に当たる。
- b. 上記の車両保管場所及び待機場所の業務従事者のうち1名を連絡調整責任者として配置する。
- c. 業務従事者に対して安全教育制度を設け、10日間の教育研修を実施する。
- d. 運行技術・マナーなどの社内定期研修とともに、安全運転中央研修所講習など外部研修に毎年参加する。
- e. 全従事者に個人情報管理のためのプライバシーマーク研修及び試験の年一回実施と、誓約書による守秘義務確保を義務付ける。
- f. 業務従事者の配置に際し、霞ヶ関周辺の中央官庁等の配置等について、教育を行う。
- g. 教育担当者による定期巡回を月3回実施し、教育を行う。
- h. 定期巡回にあわせて、個人又は小集団を対象に、資料・画像を利用した安全啓蒙活動を行う。
- i. 教育担当者による、同乗運転チェックを実施し、運転技術・マナーの実地確認を行う。
- j. 出発着時の声掛け・注意喚起を行い、安全の意識づけを行う。
- k. 業務従事者過失の事故等を起こした者に対し、(独)自動車事故対策機構(NASVA)を活用(講習及び適性検査)し再発防止に努めながら「安全安心」な運行を行う。1年以内に2回事故を起こした場合は、NASVA研修及び適性診断に基づいた研修を必須とし、さらに2回目の事故より2年以内に業務従事者過失の事故を起こした場合は退職を勧奨する場合がある。

(9) 業務従事者の要件

- a. 普通自動車運転免許取得後10年以上経過し、かつ、自社研修を10日間受講した者とする。
- b. 運営企業又は官用車運行管理業務を実施する企業が直接雇用する社員であり、東京都内における運転従事歴が3年以上かつ継続して半年以上ある者とする。
- c. 事業期間にわたり、過去3年以内に運転免許証の停止処分等の原因となる重大な交通違反歴がない者とする。
- d. 各年度当初において、原則、満年齢65歳以下とする。ただし、下記条件を充たした者は、各年度当初において満年齢69歳以下まで従事することができる。
 - (a) 各年度当初において満年齢66歳以上である場合
年2回以上の定期健康診断を受診し、無呼吸症候群に関して指摘があった者は検査を受診させ、また65歳時点で月間残業時間が継続的に80時間を超えている者は脳ドックを受診させ運転に支障のないことが確認された者。(当該業務従事者に関し、体力及び健康面に問題のない者であることを事業者が確認している旨を書面により国に提出すること。)
 - (b) 各年度当初において満年齢68歳以上である場合
上記(a)に加え、国土交通大臣が認定する事業用自動車運転者に対する適性診断(旅客)もしくはそれと同等の適性診断を受診し、その診断結果に基づく指導を官用車運行管理業務を実施する企業から受けた者。(当該業務従事者に関し、上記(a)に加え、当該指導を受けた者であることを事業者が確認している旨を書面により国に提出すること。)
- e. 代務者については経歴や実績を踏まえ都度協議するものとする。
- f. 恒常的に早出・残業をすることが予想されることから、体力及び健康面に問題のない者とする。
- g. 内閣府のマイクロバスの運転のため、上記に加えて中型免許以上を所有している者を2名以上配置する。
- h. 代務従事者を事前に登録し、速やかな業務引継ぎを行う。
- i. 上記に記載する教育を定期的に受講していること。

(10) 官用車運行管理

- a. 国が作成した、業務提供対象ごと、業務従事者及び車両ごとの運行計画に従い、この運行管理計画を十分に把握理解したうえで、官用車の運行管理を行う。
- b. 入居官署の担当者と業務責任者で、週1回運行調整会議を開催し翌週のスケジュール調整を効果的に行う。

(11) 運行内容報告

官用車運行管理業務の記録として、業務日報（自動車運行日報）を作成し、国及び各入居官署に毎日提出する。また、整備記録を定期的に作成し、官用車運行管理期間中は保管する。作成する書類は以下のとおりとする。運行管理業務の実態に合わせて業務日報の種類、書式等を変更する場合は、国と担当企業で協議の上、変更することとする。

業務日報	自動車運行日報
事故報告書	事故報告書
整備記録	定期車両チェック表（各月、年6回実施）
	始業（日常）点検表
燃料	燃料補充量を記録（日常点検表記載）※ 燃費表

(12) 官用車日常保守・整備

- a. 官用車の日常点検（道路運送車両法第47条の2の規定による）、国が用意するヒューズウォッシャー液等の消耗品等の交換等、日常必要とする保守業務を実行する。冬用タイヤ交換作業は、事業者業務の対象外とする。
- b. 車輛整備状況確認を大新東の管理基準をもとに業務責任者が、入居官署の職員立合いで年6回実施する。

(13) 定期運行・不定期運行

- a. 各入居官署の運行管理計画に基づき、定期又は不定期に官用車を運行する。
- b. 定期運行：運行管理計画（定期運行）に基づき、定期の経路及び日時による職員の定期的送迎を行う。
- c. 定期運行は毎日同一人が行うが、国が交代を求めた場合は適切に対処する。
- d. 不定期運行：運行管理計画（不定期運行）に基づき、職員の業務上の要請に応じて不定期な経路及び日時による目的地までの運行を行う。

(14) 時間外運行（時間外業務等）

- a. 業務提供時間外での定期・不定期運行を行う。業務提供対象ごとの運行管理計画等に基づき、適切に官用車を運行する。時間外業務等は以下のとおりの区分とする。
 - (a) 時間外業務：
 - ① 17時30分～22時及び5時～8時30分
 - ② 22時～5時
 - (b) 休日業務：
 - ① 5時～22時
 - ② 0時～5時及び22時～24時
- b. 時間外業務の算出の時間は、原則として車両の保管場所からの出入りにおける運転前点検の開始時間から運行後点検・清掃の終了時までとする。
- c. 時間外業務等の時間数は、1ヶ月分を合計するものとし、合計の時間に1時間未満の端数が生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。

(15) 効率的な官用車の運行

自動車運転日誌をもとに、走行距離と燃料消費の状況が適切かどうか確認を行う。

(16) 日常の給油

日常の運行に必要な給油は、国の指定する給油所で行うこととし、その対価は国の負担とする。

(17) 燃料費の立替払い

長距離運行に必要な燃料代・通行料等は立替えるものとする。燃料代等の立替えを適切に行い、領収書等支払（立替）を証明する書類を必ず提出すること。なお、立替費用の精算は、本事業外で別途国が負担する。

(18) 事故等の報告

業務の実施に伴い事故等が発生した場合は、直ちにその旨を国に報告し、速やかに事故処理を行うものとする。その場合において、処理方法について国に報告し、その指示に従う。

(19) 故障・修理の対応

- a. 車両に故障等の不具合が発生又は発生する恐れのある場合には、速やかに国に報告する。
- b. 修理対応は、国で実施する。なお、軽微な故障に対応できる整備士を最寄り営業所に配備する。

(20) 事故に関する損害賠償等

- a. 事業者は、業務の実施に伴い発生した事故の処理を行うとともに、これに伴う国及び第三者への損害賠償の一切の責めを負う。
- b. 国と十分に連絡をとりつつ、事故に係る一切の事故処理手続きを適切に行う。

(21) 保険付保

- a. 事業者は、全管理車両に対して交通事故に対応した次の最低条件を満たす任意保険に必ず加入する。
（要求水準を超える保険付保を行う。また、万が一事業者の責における事故が発生した場合、保険特約にて速やかに代車を手配する。）

車両：時価

対人賠償：無制限

対物賠償：1千万円

- b. 保険契約を締結した際にはその証券を遅滞なく国に提示するものとし、国の承諾なくして保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることはしないものとする。

運転士一覧

別紙 2-4

運転士名	より転籍	大新東	大新東 (代務)	事務
[Redacted Content]				

特許庁前交差点における公用車による事故について

大臣官房会計課

1 事故の概要

- ・ 1月22日（木）18時30分頃、東京都港区赤坂の交差点で、内閣府が所有する車両（プリウス）を含む計6台が絡む多重事故が発生。報道によれば公用車が赤信号の交差点に進入、法定速度を超えていた可能性があるとのこと。
- ・ 事故に巻き込まれた[REDACTED]。ほか8名が重軽傷。
- ・ 公用車の後部座席には内閣官房[REDACTED] 2名（[REDACTED]）が乗車しており[REDACTED]。
- ・ 運転していた[REDACTED]運転手（大新東株式会社）[REDACTED]
- ・ そのほか警視庁において事故捜査中。

2 内閣府及び事業者の関係

- ・ 内閣府においては内閣官房・内閣府の公用車を所有（約150台）。うち77台について運行管理業務を大新東株式会社に委託（請負契約）。事故車は2024年3月に購入したプリウス。
- ・ 本件事故は同社が運行管理する車両によるものであり、請負契約に基づき、同社の責任により対応（23日（金）16時30分頃代表取締役社長名でプレスリリースを公表）。

3 運転手の業務管理

- ・ 大新東には請負契約に基づき、運転手の要件を含め業務提供体制を整備させており、同社の運転手についての業務管理は同社が実施。大新東によれば、[REDACTED]運転手（[REDACTED]）については健康診断や適性診断の結果、運転に支障はないと判断したとのこと。
- ・ そのほか、直近の勤務状況等にも問題はなかったとのこと。

4 御遺族等への対応

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

1月26日(月) 18時時点
取扱注意

・怪我をされた方の状況は次のとおり

(内閣官房職員) 2名

[Redacted text block containing details for 2 cabinet office staff members]

(一般の方) 5名

[Redacted text block containing details for 5 general individuals]

(※) [Redacted text block]

特許庁前交差点における公用車による事故について

大臣官房会計課

1 事故の概要

- ・1月22日（木）18時30分頃、東京都港区赤坂の交差点で、内閣府が所有する車両（プリウス）を含む計6台が絡む多重事故が発生。報道によれば公用車が赤信号の交差点に進入、法定速度を超えていた可能性があるとのこと。
- ・事故に巻き込まれた[REDACTED]。ほか8名が重軽傷。
- ・公用車の後部座席には内閣官房[REDACTED]2名（[REDACTED]）が乗車しており、[REDACTED]。
- ・運転していた[REDACTED]運転手（大新東株式会社）[REDACTED]
- ・そのほか警視庁において事故捜査中。

2 内閣府及び事業者の関係

- ・内閣府においては内閣官房・内閣府の公用車を所有（約150台）。うち77台について運行管理業務を大新東株式会社に委託（請負契約）。事故車は2024年3月に購入したプリウス。
- ・本件事故は同社が運行管理する車両によるものであり、請負契約に基づき、同社の責任により対応（23日（金）16時30分頃代表取締役社長名でプレスリリースを公表）。
- ※当府は車両の所有者であり、自動車損害賠償責任（自動車損害賠償保障法第3条）や民法上の共同不法行為による連帯責任を逃れるものではない。

3 運転手の業務管理

- ・大新東には請負契約に基づき、運転手の要件を含め業務提供体制を整備させており、同社の運転手についての業務管理は同社が実施。大新東によれば、[REDACTED]運転手（[REDACTED]）については健康診断や適性診断の結果、運転に支障はないと判断したとのこと。
- ・そのほか、直近の勤務状況等にも問題はなかったとのこと。

4 御遺族等への対応

[REDACTED]
[REDACTED]

1月27日(火) 18時時点
取扱注意

[Redacted]

・怪我をされた方の状況は次のとおり

(内閣官房職員) 2名

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(一般の方) 5名

[Redacted]

[Redacted]

(※) [Redacted]

特許庁前交差点における公用車による事故について

大臣官房会計課

1 事故の概要

- ・1月22日（木）18時30分頃、東京都港区赤坂の交差点で、内閣府が所有する車両（プリウス）を含む計6台が絡む多重事故が発生。報道によれば公用車が赤信号の交差点に進入、法定速度を超えていた可能性があるとのこと。
- ・事故に巻き込まれた[]。ほか運転手を含め、8名が重軽傷。
- ・公用車の後部座席には内閣官房[] 2名（[]）が乗車しており、[]。
- ・運転していた[]運転手（大新東株式会社）[]。
- ・そのほか警視庁において事故捜査中。

2 内閣府及び事業者の関係

- ・内閣府においては内閣官房・内閣府の公用車を所有（約150台）。うち77台について運行管理業務を大新東株式会社に委託（請負契約）。事故車は2024年3月に購入したプリウス。
- ・本件事故は同社が運行管理する車両によるものであり、請負契約に基づき、同社の責任により対応（23日（金）16時30分頃代表取締役社長名でプレスリリースを公表）。
- ※当府は車両の所有者であり、自動車損害賠償責任（自動車損害賠償保障法第3条）や民法上の共同不法行為による連帯責任を逃れるものではない。

3 運転手の業務管理

- ・大新東には請負契約に基づき、運転手の要件を含め業務提供体制を整備させており、同社の運転手についての業務管理は同社が実施。大新東によれば、[]運転手（[]）については健康診断や適性診断の結果、運転に支障はないと判断したとのこと。
- ・そのほか、直近の勤務状況等にも問題はなかったとのこと。

4 御遺族等への対応

[Redacted text block]

・ [Redacted] を含めて、被害者の方には、大新東に加え、内閣府事務方も同席の上、謝罪するべく調整中。

・ 怪我をされた方の状況は次のとおり

(内閣官房職員) 2名

[Redacted text block]

(一般の方) 5名

[Redacted text block]

(※) [Redacted]

特許庁前交差点における公用車による事故について

大臣官房会計課

1 事故の概要

- ・1月22日（木）18時30分頃、東京都港区赤坂の交差点で、内閣府が所有する車両（プリウス）を含む計6台が絡む多重事故が発生。報道によれば公用車が赤信号の交差点に進入、法定速度を超えていた可能性があるとのこと。
- ・事故に巻き込まれた[REDACTED]。ほか運転手を含め、8名が重軽傷（1/29(木) 警視庁は、8名から6名に修正）。
- ・公用車の後部座席には内閣官房[REDACTED] 2名（[REDACTED]）が乗車しており、[REDACTED]。[REDACTED]
- ・運転していた[REDACTED]運転手（大新東株式会社）[REDACTED]。[REDACTED]
- ・そのほか警視庁において事故捜査中（1/29(木) 現場検証実施）。

2 内閣府及び事業者の関係

- ・内閣府においては内閣官房・内閣府の公用車を所有（約150台）。うち77台について運行管理業務を大新東株式会社に委託（請負契約）。事故車は2024年3月に購入したプリウス。
 - ・本件事故は同社が運行管理する車両によるものであり、請負契約に基づき、同社の責任により対応（23日（金）16時30分頃代表取締役社長名でプレスリリースを公表）。
- ※当府は車両の所有者であり、自動車損害賠償責任（自動車損害賠償保障法第3条）や民法上の共同不法行為による連帯責任を逃れるものではない。

3 運転手の業務管理

- ・大新東には請負契約に基づき、運転手の要件を含め業務提供体制を整備させており、同社の運転手についての業務管理は同社が実施。大新東によれば、[REDACTED]運転手（[REDACTED]）については健康診断や適性診断の結果、運転に支障はないと判断したとのこと。
- ・そのほか、直近の勤務状況等にも問題はなかったとのこと。

4 御遺族等への対応

[Redacted text block]

・ [Redacted] を含めて、被害者の方には、大新東に加え、内閣府事務方も同席の上、謝罪するべく調整中。

・ 怪我をされた方の状況は次のとおり

(内閣官房職員) 2名

[Redacted text block]

(一般の方) 5名

[Redacted text block]

(※) [Redacted text block]

特許庁前交差点における公用車による事故について

大臣官房会計課

1 事故の概要

- ・ 1月22日（木）18時30分頃、東京都港区赤坂の交差点で、内閣府が所有する車両（プリウス）を含む計6台が絡む多重事故が発生。報道によれば公用車が赤信号の交差点に進入、法定速度を超えていた可能性があるとのこと。
- ・ 事故に巻き込まれた[REDACTED]。ほか運転手を含め、6名が重軽傷。
- ・ 公用車の後部座席には内閣官房[REDACTED] 2名（[REDACTED]）が乗車しており、[REDACTED]。[REDACTED]
- ・ 運転していた[REDACTED]運転手（大新東株式会社・[REDACTED]歳）[REDACTED]。[REDACTED]
- ・ そのほか警視庁において事故捜査中（1/29(木) 現場検証実施）。

2 内閣府及び事業者の関係

- ・ 内閣府においては内閣官房・内閣府の公用車を所有（約150台）。うち77台について運行管理業務を大新東株式会社に委託（請負契約）。事故車は2024年3月に購入したプリウス。
 - ・ 本件事故は同社が運行管理する車両によるものであり、請負契約に基づき、同社の責任により対応。
- ※当府は車両の所有者であり、自動車損害賠償責任（自動車損害賠償保障法第3条）や民法上の共同不法行為による連帯責任を逃れるものではない。

3 運転手の業務管理

- ・ 大新東には請負契約に基づき、運転手の要件を含め業務提供体制を整備させており、同社の運転手についての業務管理は同社が実施。大新東によれば、[REDACTED]運転手（[REDACTED]）については健康診断や適性診断の結果、運転に支障はないと判断したとのこと。
- ・ そのほか、直近の勤務状況等にも問題はなかったとのこと。

4 御遺族等への対応

(1) 御遺族への対応

[Redacted text block]

(2) 怪我をされた方等への対応

- ・被害者の方の状況は以下のとおり
- ・被害者の方には、大新東に加え、内閣府事務方も同席の上、謝罪させていただけるよう申し入れている。

(内閣官房職員) 2名

[Redacted text block]

(一般の方) 5名

- ・ [Redacted] : [Redacted]
- ・ [Redacted] : [Redacted]
- ・ [Redacted] : [Redacted]
- ・ [Redacted] : [Redacted]
- ・ [Redacted] : [Redacted]

(※) [Redacted text block]

特許庁前交差点における公用車による事故について

大臣官房会計課

1 事故の概要

- ・ 1月22日（木）18時30分頃、東京都港区赤坂の交差点で、内閣府が所有する車両（プリウス）を含む計6台が絡む多重事故が発生。報道によれば公用車が赤信号の交差点に進入、法定速度を超えていた可能性があるとのこと。
 - ・ 事故に巻き込まれた[]。ほか運転手を含め、6名が重軽傷。
 - ・ 公用車の後部座席には内閣官房[] 2名（[]）が乗車しており、[]。
 - ・ 運転していた[]運転手（大新東株式会社・[]歳）[]。
- そのほか警視庁において事故捜査中（1/29（木）現場検証実施）。

2 内閣府及び事業者の関係

- ・ 内閣府においては内閣官房・内閣府の公用車を所有（約150台）。うち77台について運行管理業務を大新東株式会社に委託（請負契約）。事故車は2024年3月に購入したプリウス。
 - ・ 本件事故は同社が運行管理する車両によるものであり、請負契約に基づき、同社の責任により対応。
- ※当府は車両の所有者であり、自動車損害賠償責任（自動車損害賠償保障法第3条）や民法上の共同不法行為による連帯責任を逃れるものではない。

3 運転手の業務管理

- ・ 大新東には請負契約に基づき、運転手の要件を含め業務提供体制を整備させており、同社の運転手についての業務管理は同社が実施。大新東によれば、[]運転手（[]）については健康診断や適性診断の結果、運転に支障はないと判断したとのこと。
- ・ そのほか、直近の勤務状況等にも問題はなかったとのこと。

4 御遺族等への対応

(1) 御遺族への対応

[Redacted text block]

(2) 怪我をされた方等への対応

- ・被害者の方の状況は以下のとおり
- ・被害者の方には、大新東に加え、内閣府事務方も同席の上、謝罪させていただけるよう申し入れている。

(内閣官房職員) 2名

[Redacted text block]

(一般の方) 5名

- ・ [Redacted] : [Redacted]
- ・ [Redacted] : [Redacted]
- ・ [Redacted] : [Redacted]
- ・ [Redacted] : [Redacted]
- ・ [Redacted] : [Redacted]

(※) [Redacted text block]